



- (2) 本件公開請求は、特定の法人を懲戒処分された特定の個人を名指しした請求であり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人が当該法人を懲戒処分された事実の有無が明らかになる。
- (3) 懲戒処分された事実の有無は、特定の個人を識別できるものであり、特定の法人を懲戒処分された事実の有無は通常他人に知られたくない情報であることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するものである。
- (4) したがって、本件公開請求に対して、行政文書の有無を答えるだけで本件情報を公開することになるため、条例第 9 条に該当するものである。
- (5) なお、審査請求人は、自身の個人情報であるから公開すべきと思料される主張をしているが、行政文書公開請求においては、個人に関する情報については、たとえ請求者本人に関する情報であっても当該本人以外から請求があった場合と同様に扱うものであり、本件処分の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 本件審査請求の趣旨

行政文書非公開決定取り消し裁決を求む。

##### 2 本件審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 小生の生命、健康、生活及び財産を保護するために、行政文書の全公開は、必須である。
- (2) 「非違行為」を働いた公務員等に対し、公務員を罷免する権利を損害賠償を請求する権利を有しており、非公開決定はそれらの権利を疎外するものである。
- (3) 特定の従業員に張られてしまった〇〇〇のレッテルが剥がされるには、当該行政文書の開示は不可欠のものであり、以て特定の従業者の名誉が回復されることにも繋がることから、通常他人に知られたくない情報には該当せず、公共の利益に資するものである。
- (4) 本件公開請求により情報が公開されることは、公益上必要だと解釈している。

(5) 実施機関は、通常他人に知られたくないとして本件処分を行ったが、私が〇〇したことが事実であれば、そのような判断もあり得るが、事実でないことは厚生労働省が認定しており、事実でない情報を公開することに何も問題はない。

(6) 一般論として、懲戒処分が他人に知られたくないというのはわかっているが、今回のような例外的なケースで同様の判断をするべきではない。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 条例第 9 条該当性について

(1) 条例第 9 条は、公開請求に対しては、当該公開請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できる場合について定めたものである。

(2) 条例第 9 条を適用するためには、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第 7 条第 1 項各号の非公開情報を公にすることが求められる。この点、実施機関は、本件公開請求に対しては、本件行政文書の有無を答えることで、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報を公開することになると主張することから、これについて以下検討する。

ア 条例第 7 条第 1 項第 1 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定

めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 本件公開請求の請求内容から、本件行政文書は、特定の法人を懲戒免職された特定の個人に関する文書であると認められることから、本件行政文書が存在するか否かを明らかにした場合、当該個人が当該法人を懲戒免職された事実の有無が明らかになる。

ウ 特定の個人が特定の法人を懲戒免職された事実の有無は、当該個人の職業、経歴に関する情報であり、当該個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

エ したがって、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められる。

(3) 審査請求人は、審査請求人が〇〇した事実はなく、懲戒処分された事実を公開することに支障はないと主張する。

しかしながら、条例は、市民の知る権利を尊重するとともに、憲法が定める地方自治の本旨に由来する、説明する責務を全うするためのものであり、条例第 5 条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の公開を請求することができる」と規定し、何人にも公開請求権を認めている。

また、実施機関は、条例第 7 条第 1 項各号に基づいて公開等の判断を行うものであり、属人的な事情や請求の目的等を考慮して公開決定等をするものではない。

したがって、個人に関する情報について当該本人から公開の請求があった場合においても、条例第 7 条第 1 項第 1 号の運用に当たっては、本人以外の者から当該情報の請求があった場合と同様に扱うことから、審査請求人の主張は認められない。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 3 のとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 3月 8日	本件審査請求に係る諮問書の受理
3月26日	本件審査請求に係る弁明書の写しの受理
9月17日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 7年 2月21日 (第82回第 2小委員会)	調査審議
3月21日 (第83回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第83回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 杉島由美子、委員 豊田雄二郎、委員 森絵里